

幼稚園・保育所における木育事業企画運営業務委託仕様書

1 業務の目的

旧来、木材は日本の生活の様々な場面で利用され、欠かせないものであったが、生活様式の変化等に伴い、生活の中で木を感じる機会が少なくなり、木材や木材を生み出す森林に対する関心が薄れている現状がある。しかしながら、木材には、断熱性や調湿作用だけでなく、人の生理面や心理面に良い影響を与えるなど、多くの効果があることが知られている。

また、乳幼児期は、多くの刺激から五感を発達させる時期であり、この時期に、多様な刺激を与えることができる木製玩具で遊ぶことはとても重要である。

本事業は、木材に触れ、遊ぶ機会を通して、子の豊かな感性を育むとともに、木の良さを感じてもらい機会を通して、身近な環境に興味をもち、森林を活かすきっかけをつくることを目的とする。

2 業務期間（履行期間）

契約締結の日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

3 業務場所

- ①西幼稚園 遊戯室（福山市西町一丁目14番17号）
- ②引野保育所 遊戯室（福山市引野町4048番地1）
- ③野上保育所 遊戯室（福山市沖野上町五丁目5番23号）

4 事業概要

（1）当日の事業運営

保護者・園児を対象に、森林や木にまつわる講義と木製玩具で遊ぶ時間を設ける。

（2）実施日・対象人数

実施場所	実施日	対象人数
①西幼稚園	11月5日（木）午前	5歳児 23人+保護者
②引野保育所	11月6日（金）午前	5歳児 20人+保護者
③野上保育所	11月24日（火）午前	5歳児 18人+保護者

※災害等により事業実施が困難な場合、または、発注者もしくは受注者の都合により変更が必要な場合は、双方協議の上、実施日の変更を行うこととします。

（3）想定時間

1～2時間程度／各施設

（4）事業にあたっての利用料

無料とする。

（5）木製玩具について

- ・玩具の制作費用は契約金額に含まれるものとし、業務完了後、福山市に帰属するものとする。
- ・玩具は①～③のそれぞれ1セットずつ制作すること。

（6）その他

- ・本事業は森林環境譲与税を財源としており、税の趣旨に沿って、地域材（県産材）

の活用をすること。また、人材育成、普及啓発等に資する事業となるよう努めること。

5 業務委託の内容

(1) 幼稚園・保育所における木育事業の企画・運営

ア 実施マニュアルの作成

- ・実施概要（開催全体概要及びプログラム）
- ・スケジュール（準備スケジュール及び本番スケジュール）

イ 当日のタイムスケジュール管理及び進行

- ・講義の講師及び木製玩具で遊ぶ時間の進行

ウ アンケートの実施・集計

- ・事業の目的に沿った内容であったか等のアンケートを実施し、回答を集計

(2) その他

ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。とりわけ、アンケート項目については、事前に発注者と十分協議を行うこと。

イ 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿のとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。

エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。

オ 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。

6 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。

ア 幼稚園・保育所における木育事業実施マニュアル

イ 幼稚園・保育所における木育事業に関する打合せ、調査、協議、検討資料

ウ 事業実施内容報告書（A4判）

エ アンケート集計結果

オ その他発注者が指示するもの

カ 上記ア～オの電子データ

(2) 成果品の納入先は福山市経済環境局経済部農林水産課とする。

(3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議の上決定する。

(4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

7 その他

(1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、事業の一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。

- (2) 受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うとともに、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。